

○有効期間登録更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	生産業者		有効期限	更新日
			窒素全量	りん酸全量		氏名又は名称	住 所		
神奈川県 第743号	乾燥菌 体肥料	プラントエイド S-2	5. 5	2. 0	普通肥料の公定規格 の「含有を許される 有害成分の最大量」 及び「その他の制限 事項」のとおり	株式会社アサヒ コ	埼玉県行田市持田2丁 目17番8号	令和10年12月7日	令和7年11月10日